

# 14 教 育

## (1) 学校教育・こども未来（幼児教育・児童福祉）

### ① 幼稚園・学校の概要

（平成27年5月1日現在）

区 分		校 園 数	学 級 数	園 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 数	保 有 校 数	
					体 育 館	プ ー ル
幼 稚 園	市 立	2	5	111	0	2
	私 立	8	89	1,935	—	—
小 学 校 （全て市立）		14	249	5,839	14	14
中 学 校 （全て市立）		6	114	3,062	6	6
高 等 学 校 （全て府立）		2	42	1,602	2	2
計		32	499	12,549	22	24

### ② 市立幼稚園児・児童・生徒（中学生）数の推移

（各年5月1日現在）

年	23	24	25	26	27
園 児	174	170	132	104	111
児 童	6,775	6,474	6,317	6,087	5,839
生 徒	3,522	3,548	3,433	3,234	3,062

③ 幼稚園の状況

ア 市立幼稚園

(平成27年5月1日現在)

区分 園名	開園年月日	定員 (人)	現員 (人)	園地 面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)
南	昭和46年4月1日	130	44	2,732	1,450	562
大和田	昭和52年4月1日	130	67	2,429	1,337	720
計		260	111	5,161	2,787	1,282

※ 面積については、施設台帳集計（文科省基準による）

イ 私立幼稚園

(平成27年5月1日現在)

区分 園名	創立年月日	定員 (人)	現員 (人)	園地 面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)
大阪愛徳	昭和31年4月1日	260	191	2,502	1,062	1,592
すずらん	昭和35年4月1日	545	294	3,392	1,550	2,482
ふじ	昭和40年4月1日	310	182	2,062	1,008	1,475
さくら	昭和42年4月1日	280	233	3,713	962	1,152
大阪ひがし	昭和42年4月1日	490	450	2,920	1,469	2,184
たちばな	昭和43年4月1日	380	168	3,750	1,351	2,497
だいわ	昭和44年4月1日	380	44	4,030	2,800	1,657
門真めぐみ	昭和46年4月1日	560	373	2,862	1,322	1,891
計		3,205	1,935	25,231	11,524	14,930

## ④ 小学校の状況

(平成27年5月1日現在)

区分 校名	開校年月日	児童数 (人)	校地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	
				運動場 面積(㎡)	
門 真	明治5年6月	554	16,712	7,780	7,539
大 和 田	明治5年6月	306	13,560	6,143	5,771
二 島	明治8年4月3日	503	15,625	8,448	6,540
四 宮	明治7年10月12日	608	17,744	9,835	6,366
古 川 橋	昭和40年4月1日	258	10,366	5,413	5,115
沖	昭和45年4月1日	358	17,410	10,522	5,774
上 野 口	昭和46年4月1日	331	15,312	6,237	5,881
速 見	昭和46年4月1日	545	14,079	7,777	6,239
脇 田	昭和47年4月1日	526	17,625	11,351	7,045
北 巢 本	昭和49年4月1日	213	14,796	8,368	5,287
五 月 田	昭和51年4月1日	284	16,847	10,511	5,314
東	昭和58年4月1日	382	15,023	6,873	5,605
砂 子	平成17年4月1日	233	18,417	13,063	5,309
門真みらい	平成24年4月1日	738	14,867	9,363	7,255
計		5,839	218,383	121,684	85,040

※ 面積については、施設台帳集計（文科省基準による）

⑤ 中学校の状況

(平成27年5月1日現在)

区 校名	開校年月日	生徒数 (人)	校地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	
				運動場 面積(㎡)	
第二	昭和38年4月1日	581	16,439	10,660	7,645
第三	昭和43年4月1日	511	20,270	9,307	7,595
第四	昭和47年4月1日	471	20,570	11,655	7,441
第五	昭和48年4月1日	620	18,798	12,274	7,238
第七	昭和53年4月1日	425	20,654	10,993	7,654
門真はすはな	平成24年4月1日	454	16,458	8,805	9,444
計		3,062	113,189	63,694	47,017

※ 面積については、施設台帳集計（文科省基準による）

※ 第一中学校と第六中学校の統合により門真はすはな中学校設立（PFI事業による）



⑥ 支援学級設置状況

(平成27年5月1日現在)

区 分	小 学 校		中 学 校	
	学 級 数	在籍数(人)	学 級 数	在籍数(人)
知的障がい	18	101	10	51
情緒障がい	21	102	8	35
肢体不自由	6	13	3	6
難聴	1	2	1	2
病弱・身体虚弱	6	12	5	13
弱視	1	1	0	0
合 計	53	231	27	107

⑦ 高等学校の状況

(平成27年5月1日現在)

区分 校名	開校年月日	生徒数 (人)	校地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	
				運動場 面積(㎡)	
門真なみはや	平成13年4月1日	836	41,278	21,906	14,726
門 真 西	昭和52年4月1日	766	34,519	17,722	10,959
計		1,602	75,797	39,628	25,685

⑧ 小中学校使用料

(平成27年 5月 1日現在)

種 別	使 用 料
屋 内 運 動 場	使用時間 9：00～22：00 150円（1時間当たり）
教室・音楽室 その他の部屋	使用時間 9：00～22：00 1室につき60円（1時間当たり）
運 動 場	無 料

- 備考：・拡声機設備を使用するときは、その使用料として500円を加算する。
- ・1時間未満の使用料は、切り上げて1時間として計算する。
  - ・使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

⑨ 特別支援教育就学奨励費（年額）

（平成27年4月1日現在）（単位：円）

種 別		小 学 校	中 学 校
支給項目			
給 食 費		実費の半額 限度額 1年 20,880 2年 22,040 3～6年 22,610	実費の半額 限度額 1～2年 24,030 3年 22,965
通 学 費		実 費	実 費
職 場 実 習 交 通 費		/	実 費
修 学 旅 行 費		実費の半額 (限度額 10,300)	実費の半額 (限度額27,850)
学用品購入費 通学用品購入費 校外活動費	新 入 学 年	5,040	9,000
	そ の 他 の 学 年	5,160	10,200
新入学児童生徒学用品費等		8,500	11,000
林 間 ・ 臨 海 等 参 加 費		実費の半額 限度額 林間 3,000 臨海 5,500	実費の半額 (限度額 3,500)

⑩ 生活困窮家庭に対する就学援助

- ・支給の対象……門真市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者で、要保護者に準ずる程度困窮していると認められる者。

(平成27年4月1日現在) (単位：円)

支給項目	小 学 校			中 学 校		
	種 別	学 年	年 額	種 別	学 年	年 額
学用品費 通学用品費 校外活動費	準	1	10,080	準	1	18,000
		2～6	10,320		2・3	20,400
修学旅行費	要	実 費		要	実 費	
	準	実 費 (限度額 20,600)		準	実 費 (限度額 55,700)	
新入学児童生徒 学用品費等	準	17,000		準	22,000	
給 食 費 (限度額)	準	1	41,760	準	1・2	48,060
		2	44,080			
		3～6	45,220		3	45,930
医 療 費	要・準	実 費		要・準	実 費	
林間・臨海等 参加費	準	実 費 ( 限度額 林間 6,000 臨海 11,000 )		準	実 費 (限度額 7,000)	

備考：要とは就学援助費支給規則第3条に規定する要保護者をいい、準とは要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者をいう。



## ⑪ 奨学金制度

向学心を持ちながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な者に対して奨学金を支給することによって教育の機会均等を図ろうとする制度です。

(実施年月日) 平成5年4月1日

(資格) 本市に居住し、住民基本台帳に記載されている者で、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(4年生及び5年生を除く)、支援学校の各高等部に在学していること。  
(ただし、生活保護法により高等学校等就学費を受給できる世帯を除く)

(支給額) 月額 5,000円

(選考) 奨学生は奨学生選考委員会の答申を経て教育委員会が決定する。

## ⑫ 一貫教育

幼児・児童・生徒の学力向上と健やかな体、豊かな心の育成のためには、就学前教育及び義務教育の9年間を見据えた系統的な学びが必要です。一貫教育課程研究委員会にて、就学前から義務教育修了までを見通した教育について研究しています。また、並行して、各中学校区において、中学校区一貫教育推進協議会にて、校区の幼児・児童・生徒の実態に即した系統的な学びの在り方を考えるとともに、幼児・児童・生徒の学力のみならず、健やかな体・豊かな心の育成を図っています。

## ⑬ 門真市自立支援通訳者派遣事業

中国その他の外国から門真市立幼稚園・小学校・中学校に入園、入学又は編入学した幼児・児童・生徒及びその保護者に対して在籍する学校・園に通訳を派遣することにより、学校との意思疎通を図り、日本での生活の自立を支援することを目的とする。

(開始年月日) 平成8年4月1日

(派遣回数) 平成27年度は年間4,956回(予定)、1回30分

(通訳者数) 平成27年5月1日現在 11名

⑭ 子ども悩み相談サポート事業

教育センター（門真市民プラザ内）に子ども悩みサポートチームを設置し、不登校傾向や暴力行為等の問題行動を行ったり、いじめられている子ども及びその保護者、また学校からの電話相談や来庁相談に応じるとともに、学校や関係諸機関等と連携しながらケース会議を実施し対応することで、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の解決を図ります。

⑮ 学校図書配置事業

専任の学校司書を概ね2校に1名配置し、学校の司書教諭および図書担当者と連携して、図書・資料の貸出・返却、簡易レファレンス、読み聞かせ(小学校)、配架・配列整備、蔵書点検、製本作業などを行っています。現在、4名の司書を市内8校へ配置し、児童生徒の本に対する興味関心を高め、読書習慣の育成に努めています。

⑯ きめ細かな指導を実現する35人学級事業

現在、小学校1・2年生において国・府の施策によって1学級あたりの人数が35人以下になっていますが、本市の施策として、市内小・中学校を対象に小学校5・6年生、中学校1年生においても35人以下学級になるように任期付教員を採用し、児童・生徒一人ひとりによりきめ細やかな教育を行うことにより、確かな学力の定着をめざします。

⑰ 保 育 所

ア 市 立

(平成27年4月1日現在)

名 称	開園年月日	現 員 (人)		定 員 (人)
		3歳未満児	3歳以上児	
上野口保育園	昭和43年12月1日	34	48	70
浜町保育園	昭和46年4月1日	36	64	100
南 保 育 園	昭和46年4月1日	62	125	180
合 計		132	237	350

イ 私 立

(平成27年4月1日現在)

名 称 (保育所)	定 員 (人)	名称 (簡易保育施設)	定 員 (人)
古 川 園	150	麦の子共同保育園	18
門 真 保 育 園	110	たんぼぼ保育園	29
めぐみ保育園	120	末 広 保 育 所	29
智 鳥 保 育 園	180	な ご み 広 場	21
協 田 保 育 園	150	都 市 型 保 育 園 ポポラー大阪古川橋	42
北 巢 本 保 育 園	120		
う ち こ し 保 育 園	68		
三 ツ 島 保 育 園	70		
フ ェ ー ス ト 保 育 園 (三 ツ 島 分 園)	15		
き た じ ま 保 育 園	70		
い ず み こ 保 育 園	70		
合 計	1,123	合 計	139

⑱ 認定こども園

私 立

名 称	定 員 (人)
幼保連携型認定こども園おおわだ保育園	保育所部分 174 幼稚園部分 7
認定こども園まことしょうじこども園	保育所部分 120 幼稚園部分 3
柳 町 園	保育所部分 150 幼稚園部分 12

⑲ 小規模保育事業

私 立

名 称	定 員 (人)
門 真 学 園	18

⑳ 保育所、認定こども園、小規模保育事業での利用者負担額表

階層	定 義	利用者負担額（月額）		
		2号認定		3号認定
		4歳以上児	3歳児	3歳未満児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C	市町村民税課税の均等割課税のみ課税される世帯	5,500円 (5,400円)	5,500円 (5,400円)	7,500円 (7,400円)
D 1	市町村民税所得割課税額が2万円未満の世帯	7,000円 (6,900円)	7,000円 (6,900円)	8,800円 (8,700円)
D 2	市町村民税所得割課税額が3万3,900円未満の世帯	9,500円 (9,400円)	9,500円 (9,400円)	1万2,000円 (1万1,800円)
D 3	市町村民税所得割課税額が6万8,500円未満の世帯	1万3,600円 (1万3,400円)	1万3,600円 (1万3,400円)	1万6,000円 (1万5,800円)
D 4	市町村民税所得割課税額が10万1,500円未満の世帯	1万7,200円 (1万7,000円)	1万8,600円 (1万8,300円)	2万円 (1万9,700円)
D 5	市町村民税所得割課税額が12万8,200円未満の世帯	2万1,400円 (2万1,100円)	2万4,000円 (2万3,600円)	2万7,600円 (2万7,200円)
D 6	市町村民税所得割課税額が15万4,700円未満の世帯	2万1,800円 (2万1,500円)	2万4,800円 (2万4,400円)	3万3,400円 (3万2,900円)
D 7	市町村民税所得割課税額が18万2,000円未満の世帯	2万2,200円 (2万1,900円)	2万5,700円 (2万5,300円)	3万6,000円 (3万5,400円)
D 8	市町村民税所得割課税額が23万3,500円未満の世帯	2万2,600円 (2万2,300円)	2万6,600円 (2万6,200円)	4万4,600円 (4万3,900円)
D 9	市町村民税所得割課税額が26万8,000円未満の世帯	2万3,000円 (2万2,700円)	2万7,000円 (2万6,600円)	4万7,600円 (4万6,800円)
D10	市町村民税所得割課税額が38万8,800円未満の世帯	2万3,400円 (2万3,100円)	2万8,000円 (2万7,600円)	4万8,800円 (4万8,000円)
D11	市町村民税所得割課税額が38万8,800円以上の世帯	2万4,000円 (2万3,600円)	2万9,000円 (2万8,600円)	5万1,400円 (5万 600円)

- ※ 利用者負担額の（ ）内は、保育短時間認定（1日あたり最大8時間利用可能）を受けた児童の利用者負担額です。
- ※ 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合、第2子の利用者負担は半額が、第3子以降の利用者負担は全額が免除されます。
- ※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除が適用される前の金額になります。

② 保育時間一覧表

ア

公立

施設名	開所時間
公立保育園	7:30～18:30

※ 門真市の公立保育園全園で延長保育（有料）を行っています。延長保育時間は、18:30～19:00です。

イ

民間

施設名	開所時間
古川園	7:00～19:00
門真保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～17:00
めぐみ保育園	7:30～19:00
智鳥保育園	7:00～19:00
脇田保育園	7:30～19:00
北巢本保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～18:30
幼保連携型認定こども園 おおわだ保育園	7:00～19:00 土曜 7:00～18:00
三ツ島保育園 (分園含む)	7:00～19:30 土曜 7:00～18:00
うちこし保育園	7:00～19:00
認定こども園 まことしょうじこども園	7:30～20:00
きたじま保育園	7:30～20:00
柳町園	7:30～19:00
いずみっこ保育園	7:30～20:00
門真学園	7:30～19:00

※ 保育時間は、児童の年齢、状況等により、変更することがあります。

詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 延長保育時間・延長保育料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 上記の開所時間には、延長保育（有料）も含まれています。

② 幼稚園預かり保育事業

対象児童

門真市内に居住している1歳児及び2歳児の児童で、保育の実施基準に該当している児童。

利用料金

幼稚園預かり保育に係る保育料は、保育所保育料の規定に準じます。

※その他諸経費については、別途。

実施施設及び開園時間

施設名	定員(人)	保育時間
たちばな幼稚園	18	8:00～19:00
門真めぐみ幼稚園	12	7:30～18:30

※幼稚園預かり保育では、延長保育を行っていません。

※保育時間は、平日、土曜日ともに上記の時間帯です。

③ 子育て支援

ア 放課後児童クラブ運営事業

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図るため、実施しています。

実施場所 市立小学校放課後児童クラブ室

対象者 小学校に就学している児童で、保護者が昼間に労働することを常態としている児童、又は健全育成上指導を要すると市長が認める児童

活動時間 (1) 月曜日～金曜日 放課後～午後6時  
(2) 土曜日、学校休業日 午前8時30分～午後6時

利用料 月額 4,500円

イ かどまファミリー・サポート・センター

育児に関する相互援助の拠点として、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の運営を平成15年10月から実施して

います。

(開設場所) 門真市民プラザ 1 階

(開設時間) 午前 9 時～午後 5 時30分

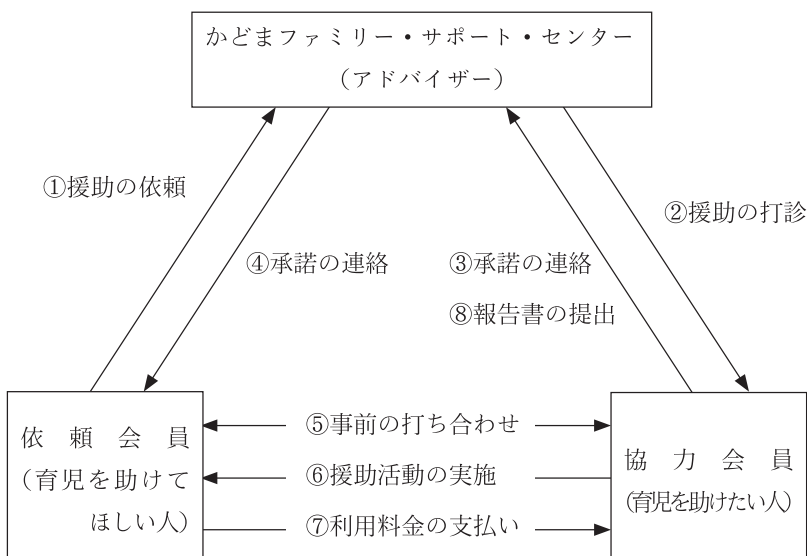
(休 所 日) 土・日曜日、祝日、12月29日から翌年 1 月 3 日まで

(援助活動の主な内容)

- ① 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等の外出の際の子どもの預かり
- ⑦ その他

※ 宿泊を伴う活動は不可

(援助活動の手順)



(利用料金)

活 動 日	利用料金の基準
平日・土曜日 (午前7時～午後8時)	1時間当たり 700円
日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までと上記以外の時間帯	1時間当たり 800円

ウ 赤ちゃんの駅事業

乳幼児を持つ保護者の外出を支援するために、授乳やおむつ替えのできるスペースを「赤ちゃんの駅」として設置しています。

(設置場所) 市役所、保健福祉センターなど公共施設や市内の保育園、幼稚園 (41カ所)

\* 対応可能な施設のみ、ミルク用のお湯を提供しています。



エ 門真市子育て応援ポータルサイト運営事業「すくすくかどまっ子ナビ」

赤ちゃんができたときの手続きの仕方から、健診・予防接種のお知らせ、各種手当、子育てイベント、保育園の情報などをインターネットを使用して、タイムリーに発信しています。

パソコンや携帯電話を使用して、手軽に閲覧することができます。

ホームページアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/>

携帯サイトアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/m/>

携帯サイトQRコード

モバイルサイト

このサイトが  
携帯でも  
ご覧頂けます



オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

支援が必要な家庭に対しては、具体的な育児支援につなげることを目的とします。

- （訪問員）・規定の「こんにちは赤ちゃん訪問」訪問員研修を受講した者
- ・地域子育て支援担当保育士

カ 病児保育事業

保護者が働いているなどの事情で、子どもが病気のとときに自宅で保育できない場合、一時的に保育する事業です。

実施場所 病児保育室「ティーグル」（門真市末広町18-9）

対象者 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な生後6カ月から小学校3年生までの児童

※利用に当たっては、市の窓口で事前登録を行う必要があります。

②④ 未熟児養育医療給付

身体の発育に未熟性があり、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に係る医療を給付。

②⑤ こども医療費助成

小学校3年生までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。小学校4から6年生までの児童は、入院のみ申請による償還払いにて助成。所得制限なし。

※平成27年10月1日より通院の対象年齢を小学校6年生までに、入院の対象年齢を中学校3年生までに拡大。

②⑥ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などで児童を養育している母又は父等と18歳到達後最初の年度末までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。所得制限あり。

②⑦ 福祉金等

ア 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している方が受けられます。

手当は6・10・2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

※所得制限限度額内の方

- 支給月額      0歳～3歳未満15,000円  
                    3歳～小学校修了前10,000円  
                    (第3子以降の場合は15,000円)
- 中学生 10,000円

※所得制限限度額を超過する人は1人につき5,000円

扶養人数	所得制限限度額
0人	622万円未満
1人	660万円未満
2人	698万円未満
3人	736万円未満
4人以上	1人につき38万円加算

※所得制限限度額は世帯合算ではなく、児童手当の受給者の所得額が対象です。

#### イ 児童扶養手当

母子家庭・父子家庭などで18歳到達後最初の年度末までの児童（心身障がい者の場合20歳未満）を養育している母、父又は養育者に支給。所得制限あり。

児童1人で全額支給の場合 42,000円

2人目 5,000円加算

3人目以降1人増すごとに 3,000円加算。

※ 所得額等に応じて支給月額が変わります。

※ 手当は毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

#### ウ 特別児童扶養手当

20歳未満で、中程度以上の障がいのある児童を養育している者に支給。所得制限あり。

1級 月額 51,100円

2級 月額 34,030円

※ 手当は毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

#### ㊸ こども発達支援センター（福祉型児童発達支援）

- 所在地 門真市北島546（門真市民プラザ内）
- 施設概要 延べ床面積 2,920.66㎡  
鉄筋コンクリート造 4階建（内1階から3階までがセンター）
- 開園日 平成26年4月1日
- その他 定員 通園グループ 80人（平成27年5月1日現員65人）  
地域支援グループ
  - 発達障がい児個別療育事業 15人
  - 保育所等訪問事業 定員なし
  - 相談支援訪問事業 定員なし

(2) 生涯学習

① かどま土曜自学自習室サタスタ事業

各校区学校支援地域本部と連携し、小・中学校の土曜日に学生・退職教員等の地域人材の運営による自学自習室を開設し、児童・生徒の学習を支援することで、学習習慣の定着と学力の向上を図る。

(平成21年4月開設)

対 象	小 学 校 主に4年生・5年生・6年生	中 学 校 主に2年生・3年生
内 容	宿題・自習・プリント学習 (算数・国語)等	宿題・自習・プリント学習 (数学・英語)等
会 場	各小学校	各中学校
学習時間	土曜日の午前中2時間程度	
定 員	40人程度	

② まなび舎Kids・まなび舎Youth事業

放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所をつくり、異年齢間においてさまざまな体験活動を行うことで豊かな心や生きる力を育み、また、地域の大人が、安全管理員、学習アドバイザー等のボランティアとして関わることで「地域の子どもは、地域で守る」意識の醸成や地域の教育力の向上を図る。

・まなび舎Kids・まなび舎Youth事業 (平成21年4月開設)

対 象	小 学 校 対象は学校によって異なる	中 学 校 1年生～3年生
内 容	宿題・自習・ プリント学習・読書	宿題・自習・学習プリント
会 場	8小学校	各中学校
開設時間	放課後の2時間程度 (週1日)	放課後の2時間程度 (週2日程度)
定 員	40人程度	40人程度

③ めざせ世界へはばたけ事業

英語のコミュニケーション能力を向上させることで新しい時代を切り拓く力を持つ人材を育成することを目的とし、門真市在住の中学1・2年生を対象に公募、選考のうえ、英語によるプレゼンテーションコンテストを実施します。また、コンテストで優秀な成績を収めた生徒を、海外研修に派遣しています。

④ 学校施設設備開放事業（協田いきいきルーム）

趣 旨	学校教育に支障のない範囲において、市民の自主的な生涯学習の場として有効活用を図り、社会教育の振興に資する。
所 在 地	門真市協田町4-1（協田小学校内）
開館年月日	平成8年4月1日
床 面 積	260.34㎡
施設概要	多目的ホール定員40人・和室（茶室含）定員35人・湯沸室
開設時間	午前9時～午後10時
休 館 日	12月29日から翌年1月3日まで
使 用 料	1時間につき60円

⑤ 公 民 館

所 在 地 門真市新橋町34-24

開館年月日 昭和61年3月29日

建築面積 839.82㎡

延床面積 1,104.35㎡

各階床面積 1階 790.63㎡

2階 301.83㎡

塔屋 11.89㎡

工 費 268,500,000円

構造概要 鉄筋コンクリート造 2階建

開館時間 午前9時～午後10時

休 館 日 毎週月曜日・12月29日から翌年1月3日まで

使 用 料

(平成20年4月1日改定)(単位:円)

施設名	定員	時間別					
		9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00
集 会 室	300人	6,500	6,500	8,100	11,700	13,100	19,000
第1会議室	30人	1,300	1,300	1,700	2,200	2,700	3,700
第2会議室	18人	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
講 義 室	45人	1,400	1,400	1,800	2,300	2,900	4,100
児 童 室	18人	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
料 理 教 室	30人	3,200	3,200	4,100	5,300	6,600	9,100

事 業

- ふれあい体験交流事業

子どもから高齢者までを対象とした内容。サークルの活動発表と展示、手づくり体験、模擬店など。

- 地域の仲間づくり

子どもから高齢者までを対象とした内容。創作活動を通して仲間づくりを進める。

- 趣味講座

- 日本語読み書き学級

日本語の読み書きの不自由な人を対象に読み書きを学ぶ。

- 技能講座

60歳以上の熟年者を対象にパソコンの取扱い及び簡易な文章作成を学ぶ。

## ⑥ 文化会館

所在地 門真市中町2-3

開館年月日 昭和43年8月15日

建築面積 529.39㎡

延床面積 1,072.78㎡

各階床面積 1階 448.78㎡

2階 312.00㎡

3階 312.00㎡

工 費 6,376万円

構造概要 鉄筋コンクリート造

3階建 一部平屋建

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 毎週火曜日・12月29日から翌年1月3日まで

使用料

(平成20年4月1日改定) (単位：円)

施設名	定員	時間別					
		9：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	17：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：30	9：00 ～ 21：30
ホー ル	100人	3,200	3,200	3,600	5,750	6,100	9,000
第1会議室	30人	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350
第2会議室	30人	1,200	1,200	1,350	2,150	2,250	3,350
和室	30人	850	850	1,100	1,450	1,800	2,150
料理講習室	30人	2,750	2,750	3,100	4,800	5,500	7,200
絵画室	30人	1,250	1,250	1,400	2,250	2,350	3,500
音楽室	30人	1,600	1,600	1,800	2,850	3,050	4,500
第3会議室	50人	1,750	1,750	2,000	3,150	3,350	4,950

事業

◆高齢者いきがい事業

学習活動を通じて、仲間づくりと社会参加意欲の高揚を図る。

◆女性セミナー

社会問題や労働問題、環境問題、健康問題などの学習活動を通じ、自分の主体的な生き方を問い直す。

◆子育て体験交流事業

子どもといろいろな世代が体験学習を通じて交流を図り、相互の理解を図る。

◆家庭教育学級

子どもの発育や成長について実習を交え学習することにより、より良い家庭教育のあり方、親子関係のあり方を考える。

◆ふれあいまつり

サークルの1年間の成果発表と市民文化の向上を図る。

◆サークル公開講座

サークル活動を通して習得した教養、技能、技術、趣味などを広く市民に公開して、文化の普及に努める。



⑦ 歴史資料館

所在地 門真市柳町11-1

開館年月日 昭和63年6月29日

建築面積 (本館) 402.75㎡ (収蔵庫) 173.14㎡

延床面積 (本館) 730.56㎡ (収蔵庫) 323.10㎡

各階床面積 (本館) 1階 374.56㎡ (収蔵庫) 1階 164.89㎡

2階 356.00㎡ 2階 93.72㎡

3階 64.49㎡

構造概要 (本館) 鉄筋コンクリート造 2階建

(収蔵庫) 鉄骨造 3階建 一部平屋建

開館時間 午前9時30分～午後5時

(収蔵庫は非公開)

休館日 月曜日・祝日・振替休日・12月29日から翌年1月3日まで・  
その他特別整理期間

入館料 無料

事業

○展示公開

- ・常設展示 (本館・市民プラザ・パナソニック株式会社エコソリューションズ社第2別館)

考古資料、歴史資料、民俗資料等を展示公開

- ・企画展示 (本館・市庁舎)

郷土の歴史に関連したテーマの展示を年2回程度開催

○連続講座

- ・小学生対象講座 年3回程度
- ・一般向け講座 年7回程度

⑧ 門真市史関係の主な刊行物

〔市史〕

- 「門真市史第一巻」(地理編・古代文献編) (A 5判 775P) 昭和63年発行  
「門真市史第二巻」(中世文献編・考古編) (A 5判 999P) 平成4年発行  
「門真市史第三巻」(近世文献史料編・絵図編) (A 5判 968P) 平成9年発行  
「門真市史第四巻」(近世本文編) (A 5判 894P) 平成12年発行  
「門真市史第五巻」(近現代史料編) (A 5判1108P) 平成13年発行  
「門真市史別巻」(寺社美術編) (A 5判 369P) 平成15年発行  
「門真市史第六巻」(近現代本文編) (A 5判 901P) 平成18年発行

〔その他の刊行物〕

- 「宮野遺跡発掘調査概要」 (B 5判 19P) 昭和57年発行  
「平橋家大工組文書目録」 (B 5判 206P) 平成元年発行  
「普賢寺遺跡発掘調査概要 I」 (B 5判 18P) 平成2年発行  
「岡村四郎家文書目録」 (B 5判 109P) 平成3年発行  
「普賢寺遺跡発掘調査概要 II」 (B 5判 47P) 平成3年発行  
「門真市橋波口遺跡発掘調査概要」 (B 5判 59P) 平成4年発行  
「西三荘・八雲東遺跡発掘調査概要」 (B 5判 105P) 平成5年発行  
「古川遺跡―(仮称)門真市保健福祉センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―」 (A 4判 76P) 平成11年発行  
「普賢寺古墳―門真市石原東・幸福北土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―」 (A 4判 74P) 平成12年発行  
「元町遺跡―元町中央公園整備事業に伴う発掘調査報告書―」 (A 4判 42P) 平成15年発行  
門真市文化財ガイドブック (A 4判 46P) 平成18年発行  
「史跡伝茨田堤発掘調査報告書―歴史遺産整備事業に伴う発掘調査―」 (A 4判 32P) 平成26年発行

⑨ 青少年運動広場

所在地 門真市三ツ島3丁目285-10

施設概要 敷地面積 7,548㎡  
 バックネット 1基  
 ベンチ 2カ所  
 夜間照明 6基

開場時間

期 間		時 間
平 日		午前9時～午後9時
土・日・祝	1月～4月 9月～12月	午前8時～午後9時
	5月～8月	午前7時～午後9時
	12月～2月の間、午後5時で閉場	

休 場 日 12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金
運 動 広 場	1 時間	500 円
照 明 設 備	30 分	1,000 円

⑩ テニスコート

所在地 門真市三ツ島3丁目302-2

施設概要 敷地面積 5,438㎡  
 全天候型 5面（砂入人工芝）  
 夜間照明 21基

開設時間

期 間		時 間
平 日		午前9時～午後9時
土・日・祝	1月～4月 9月～12月	午前8時～午後9時
	5月～8月	午前7時～午後9時

休 場 日 12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金	
テニスコート	1コート 1時間	市内料金	500円
		市外料金	1,000円
照 明 設 備	1コート 30分	300円	

⑪ 学校体育施設開放

趣 旨 本市における社会体育の普及並びに児童、生徒の安全な遊び場の確保のために学校教育活動に支障のない範囲で開放する。

開放施設 市立小中学校の体育施設

開放内容

施設	小 学 校		中 学 校	
	運 動 場	体 育 館	運 動 場	体 育 館
時間	(月～金) 午後4:30～ 午後10:00 (土・日・祝) 午前9:00～ 午後10:00	(月～金) 午後4:30～ 午後10:00 (土・日・祝) 午前9:00～ 午後10:00	(日) 午前9:00～ 午後10:00	(月～日) 午後6:00～ 午後10:00
対象	一 般 市 民			

備考：開放時間は学校により変更があります。

使用料金 運動場 無料

体 育 館 150円（1時間当たり）

⑫ 旧第六中学校運動広場

趣 旨 スポーツ及びレクリエーションを通じ、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上を図る。

開放時間

施設名	開場時間
体育館	午前9時～午後10時
グラウンド	午前8時～午後10時

休 場 日 12月29日から翌年1月3日まで

使用料金

区 分	単 位	使 用 料	
体育館使用料	1時間当たり	全面	500円
		片面	250円
グラウンド使用料	1時間当たり	500円	
グラウンド照明設備使用料	30分当たり	1,000円	

⑬ 旧北小学校体育施設

趣 旨 スポーツ及びレクリエーション活動を通じ、市民の心身の健全な育成と豊かな市民生活の向上に資するため、廃校となった門真市立北小学校の体育館及び運動場を再利用までの間、臨時的に開放する。

開放時間

体育館	午前9時～午後9時
運動場	午前9時～午後5時（3月、4月及び9月にあつては午後6時、5月～8月までにあつては午後7時）

休 場 日 12月29日から翌年1月3日まで

使用料金 無料

⑭ なみはやドームプール利用補助事業

趣 旨 なみはやドームを利用し、市民の遊泳施設の確保と健全なレクリエーションの場を提供することによって、市民の健康増進と体力向上を図る。

対 象 市在住・在勤・在学の人

利用日時 一般が利用できる日・9時～21時

利用施設 なみはやドームサブ・メインプール（三ツ島3丁目7-16）

利用料金 大人360円（通常830円）

小人（中学生以下）180円（通常420円）

※4歳未満の幼児は無料です。

利用方法 プール利用登録証を提示し、入場引換券販売場で引換券を購入。なみはやドーム内の総合受付で利用登録証の提示と入場引換券をプール入場券に交換して、プールに入場してください。

※入場引換券販売各所にてプール利用登録証の手続きを行ってください。

入場引換券販売場所

- ・スポーツ振興課（市役所本館）
- ・市立公民館（土・日曜日の9時00分～17時30分）
- ・生涯学習センター（木曜日以外の9時00分～17時30分）
- ・南部市民センター（9時00分～17時30分）
- ・市立テニスコート（9時00分～17時30分）

⑮ 図書館

ア 図書館本館

所在地 門真市新橋町3-4-101

構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階、地上2階

建築面積 904.10㎡

各階床面積 地下1階 90.79㎡ 1階 742.23㎡

2階 694.54㎡ 共用部分 70.85㎡

開館年月日 昭和52年4月1日

開館時間 火曜日～金曜日 午前10時～午後7時

土曜日 午前10時～午後6時

日曜日 午前10時～午後5時

休 館 日 月曜日、祝日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）  
 第4金曜日  
 年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間

イ 図書館門真市民プラザ分館

所 在 地 門真市北島546番地（門真市民プラザ内）  
 床 面 積 264㎡  
 開館年月日 平成19年5月1日  
 開 館 時 間 午前10時～午後7時  
 休 館 日 木曜日、第4金曜日  
 年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間  
 所 蔵 数 251,664点（平成27年4月1日現在、門真市民プラザ分館を  
 含む）

図書館利用状況（門真市民プラザ分館を含む）

年度	個人貸出 登録者数	個人貸出 冊数合計	内 容 内 訳			
			一 般 書	児 童 書	雑 誌	視聴覚資料
24	50,565	386,484	241,093	113,848	14,823	16,720
25	47,684	364,505	231,840	104,553	14,141	13,971
26	49,414	371,701	234,928	108,582	15,164	13,027

(3) 門真市民プラザ

所 在 地 門真市北島546番地  
 開館年月日 平成19年5月1日

① 教育センター

教職員の研修や教育に関する調査研究のための施設で、教育センターの事業（学校教育関係）を優先しますが、教育及び市民文化の向上のため一般貸室も行います。

貸 館 時 間 午前9時～午後9時30分

※生涯学習センターに空き室や同様の規模の施設がない場合に、利用できます。

休館日 木曜日、12月29日から翌年1月3日まで  
 使用料

(単位：円)

施設名	定員	時間別		時間別		時間別	
		9:00 ? 13:00	13:00 ? 17:00	17:00 ? 21:30	9:00 ? 17:00	13:00 ? 21:30	9:00 ? 21:30
4階 研修室 A	150人		2,700	3,000		5,700	
研修室 B	45人		700	800		1,500	
会議室 A	45人		700	800		1,500	
会議室 B	24人		500	550		1,050	
会議室 C	24人		500	550		1,050	

② 生涯学習センター

市民の学習活動や文化活動を支援し、活動の場を提供するための施設です。

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 木曜日、12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

(単位：円)

施設名	定員	時間別		時間別		時間別	
		9:00 ? 13:00	13:00 ? 17:00	17:00 ? 21:30	9:00 ? 17:00	13:00 ? 21:30	9:00 ? 21:30
小会議室	20人	500	500	550	1,000	1,050	1,550
第1研修室	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第2研修室	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第1会議室	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第2会議室	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第3会議室	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
多目的室	50人	1,300	1,300	1,450	2,600	2,750	4,050
集会室	70人	1,800	1,800	2,000	3,600	3,800	5,600
IT・視聴覚室	20人	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100
和室	10人	500	500	550	1,000	1,050	1,550
フレイルーム	30人	700	700	800	1,400	1,500	2,200
視聴覚室	162人	3,000	3,000	3,400	6,000	6,400	9,400
陶芸木工室	17人	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100

※学習室は、午前9時から午後9時30分まで無料でご利用できます。



③ 図書館門真市民プラザ分館

P150のイ図書館門真市民プラザ分館参照

④ 門真市民プラザ体育館

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 12月29日から翌年1月3日まで

使用料 (単位：円)

施設名	使用者区分	時間別		9:00	12:00	15:00	18:00	9:00	9:00
		9:00 12:00	12:00 15:00	15:00 18:00	18:00 21:00	18:00	21:00		
体育室 (全面)	市内居住者	2,400	2,400	2,400	4,200	6,600	10,400		
	市外居住者	4,200	4,200	4,200	7,200	11,400	18,000		
体育室 (半面)	市内居住者	1,200	1,200	1,200	2,100	3,300	5,200		
	市外居住者	2,100	2,100	2,100	3,600	5,700	9,000		
剣道場 柔道場	市内居住者	600	600	600	600	1,800	2,400		
	市外居住者	1,200	1,200	1,200	1,200	3,200	4,200		
相撲場	市内居住者	300	300	300	300	900	1,200		
	市外居住者	600	600	600	600	1,600	2,100		

備考：1 市内居住者には、本市内に職場を有する者を含みます。

2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。

⑤ 門真市民プラザグラウンド

開場時間

区分	期間	1月、2月 10月～12月	3月、4月、9月	5月～8月
	平日		9:00～17:00	9:00～18:00
土・日・祝		8:00～17:00	8:00～18:00	7:00～19:00

休場日 12月29日から翌年1月3日まで

利用料 1時間当たり 1,000円

⑥ なかよし広場

主に0～3歳の乳幼児とその親が、気軽に集まって交流できる広場です。

また、育児相談や子育てに関する情報を提供しています。

利用時間 午前9時30分～午後5時

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

⑦ 青少年活動センター

青少年活動を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図るための施設です。

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 木曜日、12月29日から翌年1月3日まで

利用料金

(単位：円)

施設名	時間別 定員	9：00	13：00	17：00	9：00	13：00	9：00
		13：00	17：00	21：30	17：00	21：30	21：30
創作室1	15人	450	450	500	900	950	1,400
創作室2	35人	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
練習室1	11人	500	500	550	1,000	1,050	1,550
練習室2	11人	500	500	550	1,000	1,050	1,550
練習室3	22人	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100
多目的室1	35人	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
多目的室2	35人	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
野外活動 練習場	一人	1,000	1,000	—	2,000	—	—

※学習室は、午前9時から午後9時30分まで無料でご利用いただけます。

(4) 門真市民文化会館（ルミエールホール）

門真市民文化会館は、市民に優れた文化、芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与することを目的とする施設です。

所在地 門真市末広町29-1

開館日 平成5年5月2日

敷地面積 7,290.55㎡

施設概要

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

規模 地下2階、地上3階

建築面積 4,370.185㎡

延床面積 11,784.512㎡

施設内容

大ホール 客席 1,128席（椅子席 1,122席、車椅子席 6席）

親子室 2室

小ホール 客席 252席（椅子席 248席、車椅子席 4席）

親子室 1室

その他の  
主な施設 リハーサル室、練習室、展示ホール、レセプションホール、  
研修室、会議室、茶室、和室、多目的室、レストラン

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 ①毎週火曜日（火曜日が休日の場合はその翌日以後の休日  
でない直近の日）

②年末・年始（12月29日～1月3日）

利用申込 ①大・小ホール、楽屋…利用予定日の1年前の属する月の  
初日から20日前まで

②レセプションホール、展示ホール…利用予定日の1年前  
の属する月の初日から3日前まで

③上記以外…利用予定日の6カ月前の属する月の初日から  
利用予定日まで。ただし、ホールと併用する場合は、①  
の区分の受付期間

受付時間 開館日の午前9時～午後9時

利用料金

(単位：円)

区 分	基 本 料						
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大ホール	42,000	56,000	72,500	93,000	122,500	136,500	
小ホール	12,000	16,000	21,000	27,000	36,000	40,000	
レゾナンスホール	6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	21,000	
リハーサル室	3,100	4,200	4,200	7,300	8,400	11,500	
練習室	1	2,000	2,600	2,600	4,600	7,200	
	2	2,000	2,600	2,600	4,600	7,200	
展示ホール	5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800	
会議室	1	1,200	1,600	1,600	2,800	4,400	
	2	1,200	1,600	1,600	2,800	4,400	
研修室	4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800	
茶室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	
和室	1	1,400	1,900	1,900	3,300	5,200	
	2	900	1,200	1,200	2,100	3,300	
楽 屋	大ホール	1	700	900	900	1,600	2,500
		2	700	900	900	1,600	2,500
		3	300	400	400	700	1,100
		4	300	400	400	700	1,100
		5	500	700	700	1,200	1,900
		6	500	700	700	1,200	1,900
小ホール	7	700	900	900	1,600	2,500	
	8	500	700	700	1,200	1,900	
	9	700	900	900	1,600	2,500	
講師控室	300	400	400	700	800	1,100	
多目的室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	
ホワイエ	6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	21,000	

## 備 考

1 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料に当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するとき 基本料の3割の額
- (2) 利用者が、入場料その他これに類するものを徴収するとき又は営利若しくは営業の目的で利用するとき 基本料の5割の額
- (3) 本市の住民以外の者が利用するとき 基本料の5割の額
- (4) レセプションホール及び展示ホールの利用者がパントリー（配膳室）を利用するときは次の表に掲げる額とする。

(単位：円)

基 本 料					
午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
午前9時から 正 午 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
600	800	1,100	1,400	1,900	2,100

2 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料（備考1の規定に基づく加算額があるときは、基本料と当該加算額との合計額）に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 準備又は練習のために大ホール又は小ホールを利用するとき 3割
  - (2) 大ホール又は小ホールの利用者が、リハーサル室、練習室、会議室、研修室、茶室、和室、多目的室又はホワイトエを利用するとき 5割
- 3 規則で定めるところにより利用時間の延長又は繰上げをする場合の当該延長又は繰上げに係る利用料金は、基本料の3割の額とする。
- 4 舞台、照明、音響、映像設備やピアノなど、附属設備等の利用料金は別途加算する。

(5) 門真市立市民交流会館（中塚荘）

門真市立市民交流会館は、市民の相互交流の場を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与することを目的とする施設です。

所在地 門真市月出町11-1

開館日 平成10年5月1日

敷地面積 1,684.11㎡

施設概要

構造 鉄筋コンクリート造

規模 地上2階

建築面積 768.09㎡

延床面積 1,032.03㎡

施設内容

1階 交流サロン室（40人）、和室1・2（各20人）

展示室、常設展示室、ラウンジ、ライブラリー

2階 研修室1（24人）、研修室2（30人）、プレイルーム

開館時間 午前9時30分～午後9時30分

休館日 ①毎週火曜日（火曜日が休日の場合はその翌日）

②年末・年始（12月29日～1月3日）

利用申込 利用予定日の3カ月前から利用予定日まで

受付時間 開館日の午前9時30分～午後7時

## 利用料金

(単位：円)

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	午前 9 時半 } 午後 0 時半	午後 1 時 } 午後 5 時	午後 5 時半 } 午後 9 時半	午前 9 時半 } 午後 5 時	午後 1 時 } 午後 9 時半	午前 9 時半 } 午後 9 時半
交流サロン	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,700
和 室 1・2	300	400	400	700	800	1,000
展 示 室	700	900	900	1,600	1,800	2,300
常設展示室	700	900	900	1,600	1,800	2,300
研 修 室 1・2	400	500	500	900	1,000	1,300

※ 市民以外の方が利用するときは、1.5を掛けた金額となります。

※ 利用時間は、会場の準備から後かたづけまでの時間を含みます。

### (6) 門真市文化・スポーツ施設予約システム

施設利用者の利便性、公平性を図るため、パソコンを利用することにより施設の申し込み、空き状況の確認ができます。

#### 対象施設

市立公民館、市立文化会館、市民文化会館（ルミエールホール）

市立市民交流会館（中塚荘）、市立青少年活動センター

市立生涯学習センター

市立門真市民プラザ体育館、市立門真市民プラザグラウンド

市立青少年運動広場、市立テニスコート

市立中学校グラウンド、市立旧第六中学校運動広場

旧市立北小学校体育施設

北打越公園グラウンド（土木課）

四宮公園グラウンド（土木課）